高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日
毎週2回
（火曜日・金曜日）

目　次

告示		ページ
○保安林の解除の予定（2件）	（治山林道課）	1
○遊漁規則の一部変更の認可	（漁業管理課）	1
公告		
○高知県功労者の表彰	（人事課）	1

告示

高知県告示第664号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和8年11月6日

高知県知事　濵田　省司

1　解除予定に係る保安林の所在場所

安芸市伊尾木字有井西浜599及び601の2（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

潮害の防備

3　解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第665号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和8年11月6日

高知県知事　濵田　省司

1　解除予定に係る保安林の所在場所

安芸市伊尾木字有井西浜601の3

2　保安林として指定された目的

潮害の防備

3　解除の理由

道路用地とするため

高知県告示第666号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和8年10月26日に次のとおり認可した。

令和8年11月6日

高知県知事　濵田　省司

1　魚梁瀬淡水漁業協同組合　内共第505号　第五種共同漁業権遊漁規則

（1）　漁業権者の名称及び住所

魚梁瀬淡水漁業協同組合　安芸郡馬路村大字魚梁瀬10番地8

（2）　漁業権の免許番号

内共第505号

（3）　遊漁規則の変更の内容

第5条第1項の表中「1,000円」を「2,000円」に、「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和9年1月1日から施行する。

（4）　変更後の遊漁規則の施行の日

令和9年1月1日

2　四万十川漁業協同組合連合会　内共第516号　第五種共同漁業権遊漁規則

（1）　漁業権者の名称及び住所

四万十川漁業協同組合連合会　四万十市不破申田山1778番地2

（2）　漁業権の免許番号

内共第516号

（3）　遊漁規則の変更の内容

第7条中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2　遊漁者が前項の遊漁承認証を紛失し、破損し、又は著しく汚損したときは、遊漁承認証再交付申請書を連合会に提出して、遊漁承認証の再交付を受けることができる。この場合において、遊漁者は、1,000円の再交付手数料を連合会に納付しなければならない。

附則として次のように加える。

この規則は、令和9年3月1日から施行する。

（4）　変更後の遊漁規則の施行の日

令和9年3月1日

公告

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）第2条第1項の規定により、令和8年11月4日に高知県功労者を次のとおり表彰した。

令和8年11月6日

高知県知事　濵田　省司

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	濵　田　陸　紀	宿毛市中央五丁目
同	川　村　一　朗	四万十市西土佐江川崎
商工業関係	土　居　愛　明	四万十市中村大橋通四丁目
農林業関係	櫻　井　孝　志	高知市介良乙
建設業関係	三　谷　勝　水	高知市朝倉丙
社会福祉関係	田　村　輝　雄	高岡郡佐川町甲
同	松　本　十三子	室戸市室津
同	岩　﨑　千代喜	高岡郡四万十町家地川
同	福　留　久　美	幡多郡黒潮町馬荷
保健衛生関係	依　光　聖　一	高知市西秦泉寺
同	藤　原　房　子	高知市東秦泉寺
同	川　西　孝　和	室戸市浮津
同	清　岡　　学	高知市五台山
災害防除関係	森　田　信　浩	南国市岡豊町八幡